

第34回

定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2024年3月26日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

開催場所

東京都墨田区横網一丁目6番1号
国際ファッションセンタービル10階
(KFC Hall&Rooms Room101-103)

※末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

議決権行使期限

2024年3月25日（月曜日）
午後6時まで

株式会社エプロ

証券コード：2311

目次

第34回定時株主総会招集ご通知	2
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金処分の件	7
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件	8
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	10
事業報告	13
連結計算書類	34
計算書類	47
監査報告書	56

お土産のご用意について

本総会におけるお土産として、能登半島地震の復興支援を目的とした能登の銘菓をご用意しております。

(ごあいさつ)



代表取締役グループCEO

岩崎 辰之

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
第34回定時株主総会招集ご通知の送付にあたり、ご挨拶申し上げます。

2023年のわが国経済は、景気の緩やかな回復が期待されたものの、中東情勢の不安定化、中国不動産市場の悪化、原材料・エネルギー価格の高止まり、物価上昇及び円安の進行等により、先行きは依然として不透明な状況が続いております。住宅市場においては、新設住宅着工戸数（持家）が前年同月比で25か月連続マイナスが続いており予断を許さない状況です。

また、地球温暖化対策は待ったなしの状況であり、脱炭素社会の実現に向けた取り組みは危機感をもって更に加速していく必要があります。

これからの企業は経済価値に加え、環境価値をセットで提供しなければ企業としての存在価値がないと考えております。そこで、当社は、HCDs (Housing Carbon Neutrality Digital Solutions) をパーパスとして掲げ、住宅産業の脱炭素化に向けて取り組んでまいります。

そして、これからの時代は、共通のビジョンを持ったグループ企業が各々の強みを持ち寄り、相乗効果を発揮して事業成長を果たしていく、まさにグループ経営が企業を成長させる源泉と考えております。

そうした中、当社グループは、世界的な潮流である再生可能エネルギー関連事業に経営資源を集中させる方針であり、2023年度は一定の成果が表れ始めた1年となりました。

日本市場では、東京電力エナジーパートナー株式会社とともに設立したTEPCOホームテック株式会社及び当社子会社である株式会社ENE's、そして、海外市場では、中国最大の住設管財メーカーであるCHINA LESSO GROUPが資本参加した班皓艾博科新能源設計（深圳）有限公司、それぞれにおいて、当社と合併パートナーの強みを活かした協業体制が確立されたことで、当社グループにおける新しい成長の道筋が見えてまいりました。

2024年もグループ経営モデルを推進して、さらなる事業成長を図ってまいりますので、引き続きご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

株 主 各 位

証券コード2311
2024年3月11日
(電子提供措置の開始日 2024年3月4日)

東京都墨田区太平四丁目一番三号
株 式 会 社 エ プ コ
代表取締役グループCEO 岩崎辰之

第34回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第34回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第34回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.epco.co.jp/ir/library5.html>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否を入力されるか、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、いずれかの方法により、2024年3月25日(月曜日)午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2024年3月26日（火曜日）午前10時
（受付開始時刻 午前9時30分）
2. 場 所 東京都墨田区横網一丁目6番1号
国際ファッションセンタービル10階（KFC Hall&Rooms Room101-103）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第34期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第34期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ①連結計算書類の「連結注記表」
 - ②計算書類の「個別注記表」
 3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内



■ 株主総会にご出席いただく場合

株主総会開催日時 | **2024年3月26日（火曜日）午前10時** （受付開始午前9時30分）

当日ご出席の際は、必ず株主様（当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人とする場合の当該株主様を含む。）が来場いただき、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、代理人をご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください。（代理人の資格は、定款の定めにより議決権を有する当社の株主に限ります。）

なお、議決権行使書用紙をお忘れになりますと、ご入場手続きに非常に時間を要することとなりますのでご注意ください。



■ 郵送にて行使いただく場合

行使期限 | **2024年3月25日（月曜日）午後6時到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

■ インターネットにて行使いただく場合

行使期限 | **2024年3月25日（月曜日）午後6時行使分まで**

当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までに行ってください。



議決権行使サイト： <https://evote.tr.mufg.jp/>

インターネットによる行使方法の詳細は次頁をご覧ください ▶▶▶

インターネットによる行使方法

2024年3月25日（月曜日）午後6時行使分まで

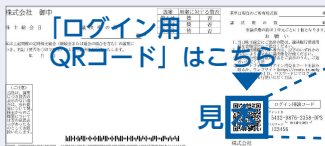
インターネットによる議決権行使は、スマートフォン又はパソコン等から議決権行使サイトにアクセスしていただき、画面の案内に従って、行っていただきますようお願い致します。

■ スマートフォンによる方法



「ログイン用QRコード」を読み取っていただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」を入力せずにログインすることができます。

1 QRコードを読み取る

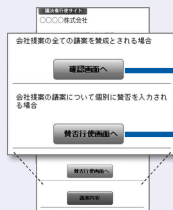


議決権行使書副票（右側）

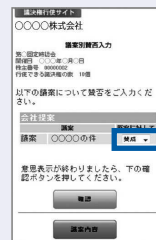
お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2 議決権行使方法を選択

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選択



3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

スマートフォンの機種により、QRコードでのログインができない場合があります。

QRコードでのログインができない場合には、次頁のパソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

■ パソコンによる方法

1 議決権行使サイトへアクセス (<https://evote.tr.mufg.jp/>)

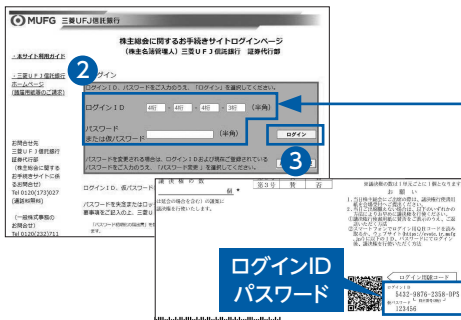


1 「次の画面へ」をクリック

QRコード読み取り機能を搭載したスマートフォンをご利用の場合は、右記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。



2 ログインする



2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
(株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知します。)

3 「ログイン」をクリック

以降は画面の入力案内に従ってご入力ください。

■ 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただくことによりのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。)
- (2) パソコン又はスマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

■ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン又はスマートフォンによる議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となります。

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

☎ 0120-173-027 (通話料無料)
受付時間 9:00~21:00

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社グループは、株主の皆様への利益還元を経営上の重要政策のひとつとして位置付けており、現在及び今後の事業収益を基に、将来の事業展開や経営環境の変化に対応するために必要な内部留保などを総合的に勘案し、連結配当性向50%及び純資産配当率（DOE）8%を目安とした利益還元を安定的に実施すべきものと考えております。

第34期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金18.0円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は160,849,332円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年3月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会において決定されており、監査等委員会はその内容が適正であると判断いたしております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	専門性					
			企業経営	エネルギー	住宅建築	海外事業	会計財務R	法務リスク管理
1	いわさきよしゆき 岩崎辰之 再任	代表取締役グループCEO	●	●	●	●		
2	よしはらしんいちろう 吉原信一郎 再任	代表取締役CFO	●	●			●	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	いわさきよしゆき 岩崎辰之 (1964年11月10日生)	1982年4月 東芝エンジニアリング株式会社入社 1983年10月 有限会社三静水道工業所入社 1988年11月 岩崎設計サービス創業 1990年4月 有限会社エプロ設立 代表取締役 1992年6月 当社設立 代表取締役社長 2004年8月 艾博科建築設備設計（深圳）有限公司（現 班皓艾博科新能源設計（深圳）有限公司） 董事長（現任） 2011年5月 EPCO (HK) LIMITED CEO（現任） 2012年4月 当社代表取締役グループCEO（現任） 2015年7月 エネチェンジ株式会社 社外取締役就任 2016年7月 艾博科建築設備設計（吉林）有限公司 董事長（現任） 2017年8月 TEPCOホームテック株式会社 代表取締役社長 2023年6月 同社 取締役会長就任（現任） （重要な兼職の状況） EPCO (HK) LIMITED CEO 艾博科建築設備設計（吉林）有限公司 董事長 TEPCOホームテック株式会社 取締役会長 班皓艾博科新能源設計（深圳）有限公司 董事長	2,483,700株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株 式の数
2	よし はら しんいちろう 吉 原 信一郎 (1975年2月22日生)	1997年10月 朝日監査法人 (現 有限責任 あずさ監査法人) 入社 2001年 4月 公認会計士登録 2002年 1月 当社入社 経営企画室長 2002年 4月 当社取締役 2009年 4月 当社取締役 経営管理グループ長 2011年 7月 当社専務取締役 経営管理グループ長 2012年 4月 当社代表取締役COO 経営管理グループ長 2014年 4月 当社代表取締役CFO 経営管理グループ長 2017年 4月 当社代表取締役CFO コーポレート本部長就任 (現任) 2020年 3月 ENECHANGE株式会社 社外取締役就任	48,641株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O保険契約」という。）を保険会社との間で締結しており、これにより取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険契約の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者の再任が承認された場合は、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の答申に基づき、監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会において決定されております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	専門性					
			企業経営	エネルギー	住宅建築	海外事業	会計財務R	CSR/ESG
1	わたなべまさし 渡邊将志	再任	●				●	
2	あきのたくお 秋野卓生	再任			●			●
3	ただしむら 田村正	再任	●	●				●

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	わたなべまさし 渡邊将志 (1971年1月21日生)	1994年4月 日興証券株式会社 (現 S M B C日興証券株式会社) 入社 2001年2月 松井証券株式会社入社 2004年3月 同社社長室広報IR担当部長 2007年4月 同社事業開発部長 2009年6月 同社取締役就任 2014年10月 渡邊将志オフィス株式会社設立 代表取締役就任 (現任) 2021年6月 株式会社ニチリョク 社外取締役就任 (現任) 2022年3月 当社取締役 (監査等委員) 就任 (現任) 2023年4月 法政大学大学院イノベーション・マネジメント 研究科 (MBA) 兼任講師 (現任) (重要な兼職の状況) 渡邊将志オフィス株式会社 代表取締役 株式会社ニチリョク 社外取締役 法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科 (MBA) 兼任講師	400株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株式の数
2	あきの たく お生 秋 野 卓 生 (1973年8月14日生)	1998年 4月 弁護士登録 2001年 4月 秋野法律事務所設立 2003年 4月 匠総合法律事務所設立 2006年 1月 弁護士法人匠総合法律事務所設立 代表社員 (現任) 2016年 6月 株式会社エヌ・シー・エヌ 社外監査役就任 (現任) 2016年 8月 株式会社一宮リアライズ 監査役就任 (現任) 2020年 3月 当社取締役 (監査等委員) 就任 (現任) (重要な兼職の状況) 弁護士法人匠総合法律事務所 代表社員 株式会社エヌ・シー・エヌ 社外監査役 株式会社一宮リアライズ 監査役	-株
3	ただし た 村 正 田 村 正 (1974年4月21日生)	1995年 4月 株式会社NTTファシリティーズ入社 2011年10月 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 移籍出向 審議役 2013年 4月 株式会社エネット 出向 経営企画部部长 2015年 2月 株式会社マルチット設立 代表取締役 (現任) 2016年 5月 東京電力エナジーパートナー株式会社入社 商品開発室長代行 2017年 6月 同社常務取締役就任 リビング事業本部長兼商品開発室長 2017年 8月 TEPCOホームテック株式会社 取締役就任 2017年 9月 TEPCO i-フロンティアズ株式会社 代表取締役社長就任 2018年 4月 株式会社PinT 取締役就任 2019年 4月 東京電力エナジーパートナー株式会社 常務取締役 経営戦略本部長 2019年 4月 テプコカスタマーサービス株式会社 取締役就 任 2022年 3月 当社取締役就任 2022年 6月 TEPCOホームテック株式会社 取締役就任 2022年 6月 SMN株式会社 取締役就任 (現任) 2023年 3月 当社取締役 (監査等委員) 就任 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社マルチット 代表取締役 SMN株式会社 取締役	200株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 渡邊将志氏、秋野卓生氏、田村正氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 当社は、渡邊将志氏、秋野卓生氏、田村正氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、各氏を引き続き独立役員とする予定であります。
4. 渡邊将志氏につきましては、広報・IRや新規事業・新商品の開発等の分野において経営者として豊富な経験と知見を有しており、特に資本市場との対話について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監査等を行っていただくことを期待して、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
5. 秋野卓生氏につきましては、主に住宅・建築分野の法律に関し弁護士としての長年の経験と知見を有しており、特に当社事業の成長に資するリスク管理について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監査等を行っていただくことを期待して、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
6. 田村正氏につきましては、様々な立場でエネルギー分野に長年携わる中で経営者として豊富な経験と知見を有しており、特に当社グループが脱炭素社会の実現に向けた事業戦略を推進するうえで、専門的な観点から取締役の職務執行に対する監査等を行っていただくことを期待して、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となり、そのうち、当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
7. 当社は、渡邊将志氏、秋野卓生氏、田村正氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏が原案どおり選任された場合、当社は上記責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O保険契約」という。）を保険会社との間で締結しており、これにより取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険契約の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者の再任が承認された場合は、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。D&O保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する方針であります。

以上

事業報告

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2023年1月1日から2023年12月31日まで)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動規制の緩和により景気回復が期待されましたが、円安傾向の進行やロシアウクライナ情勢の長期化に起因するエネルギー価格及び原材料価格の高止まりにより景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

また、当社グループが主に関連する住宅産業におきましては、当社事業が主に関連する新設住宅着工戸数(持家)においては、2021年12月から2023年12月にかけて25カ月連続(前年同月比)で減少が継続しており、予断を許さない状況であると認識しております。

当社グループは、このような外部環境の変化を新たな成長市場の創出機会と捉えて、住宅ライフサイクル全体の業務効率化に貢献することを通じて、世界的な課題である脱炭素社会の実現を目指すために、各事業においてデジタル技術を活用した新しいサービスの立ち上げ準備を行いつつ、既存事業の構造改革を進めております。住宅業界を取り巻く外部経営環境は厳しい状況であるものの、時代の潮流に合致した再生可能エネルギーに関する各種サービスが拡大することで、事業ポートフォリオの見直し効果が業績に反映されつつあります。

この結果、当連結会計年度の売上高は5,059百万円(前期比5.0%増)、営業利益は161百万円(前期比146.0%増)となりました。また、持分法適用会社であるTEPCOホームテック株式会社の業績が好調に推移したことを受けて持分法による投資利益257百万円が発生したことで、経常利益は425百万円(前期比96.3%増)となりました。また、政策保有株式の一部売却に伴う投資有価証券売却益280百万円の発生により、親会社株主に帰属する当期純利益626百万円(前期比74.4%増)となりました。

セグメント別の概況につきましては、次のとおりであります。

当連結会計年度より、報告セグメントを次のとおり変更しております。

当社グループでは、金額的重要性が高まっている「持分法による投資損益」の影響をセグメント別業績評価に反映させるため、セグメント利益の表示について従来の営業損益に基づく算定から経常損益に基づく算定に変更しております。

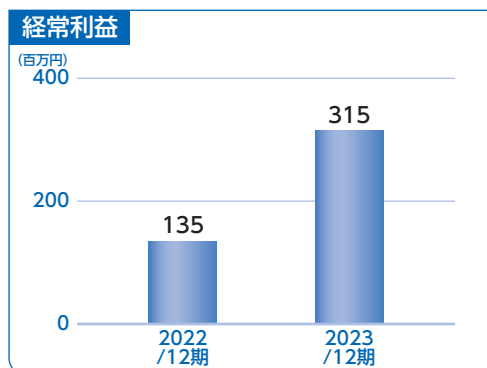
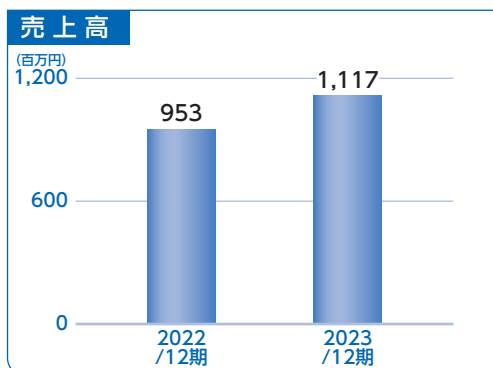
また、報告セグメントの事業内容をより適切に表示するため、「省エネサービス」から「再エネサービス」に名称を変更しております。当該変更は名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

当社グループの合併事業は全て「再エネサービス」に関連するものであるため、当該合併事業に伴って生じる「持分法による投資損益」は全て「再エネサービス」の経常利益に含めて表示しており、結果的に、「設計サービス」及び「メンテナンスサービス」における経常利益の金額は、営業利益の金額と同額となります。

[再エネサービス・旧省エネサービス]

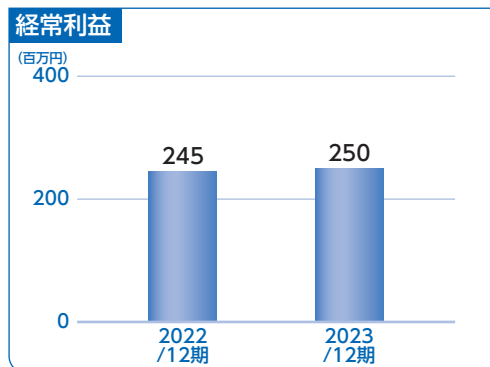
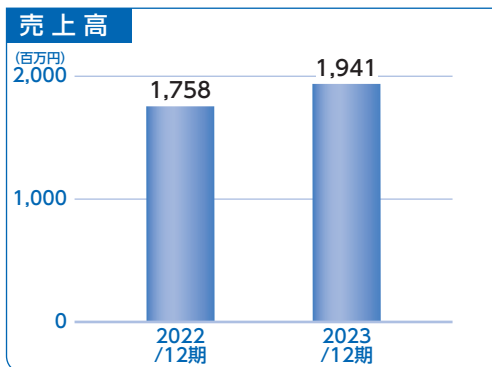
当連結会計年度は、株式会社ENE'sにおいて太陽光発電、蓄電池及び電気自動車向け充電器関連の設置工事請負が増加したことにより、売上高は1,117百万円(前期比17.2%増)となりました。

また、持分法による投資損益においては、日本市場の住宅向け太陽光発電及び蓄電池関連の工事請負が増加したことにより、TEPCOホームテック株式会社に関する損益が大幅に増加(222百万円、前期比137.2%増)し、また、中国市場における太陽光発電事業の立上げ準備を進め、CHINA LESSO GROUPとの合併会社に関する損益が増加(69百万円、前期比155.5%増)した結果、経常利益は315百万円(前期比132.0%増)となりました。



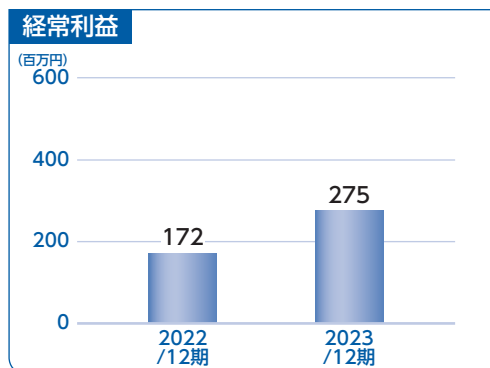
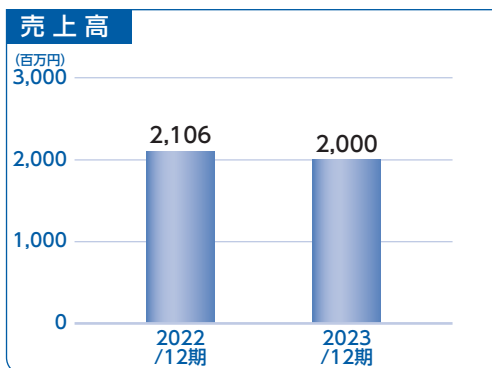
[メンテナンスサービス]

当連結会計年度は、エネルギー関連の受託案件が増加した結果、売上高は1,941百万円(前期比10.4%増)となりました。一方で、今後の受託増加を見据えて人員を先行増員したことによる人件費の増加、及び業務拠点の分散化をはじめとする事業継続対策費用の増加が生じたものの、前述した増収効果によって、経常利益は250百万円(前期比2.3%増)となりました。



[設計サービス]

当連結会計年度は、持家分野における新設住宅着工戸数の減少(前期比11.4%減)が継続した影響により、当社の設計住宅戸数が減少し、売上高は2,000百万円(前期比5.0%減)となりました。一方、持分の一部売却により中国(深圳)の子会社を持分法適用関連会社としたこと等の影響により、中国における営業費用が減少したことで、経常利益は275百万円(前期比59.9%増)となりました。



セグメント別売上高実績

セグメント名称	主な事業内容	売上高	前期比	構成比
再エネサービス	住宅及び商業施設向け再エネ設備設置工事	千円 1,117,363	% 117.2	% 22.1
メンテナンスサービス	メンテナンス対応業務	1,941,571	110.4	38.4
設計サービス	建築設備の設計・積算受託業務	2,000,829	95.0	39.5
合 計		5,059,763	105.0	100.0

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は28百万円であります。主な設備投資は業務用PCの購入7百万円及びサーバ用PCの購入6百万円です。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

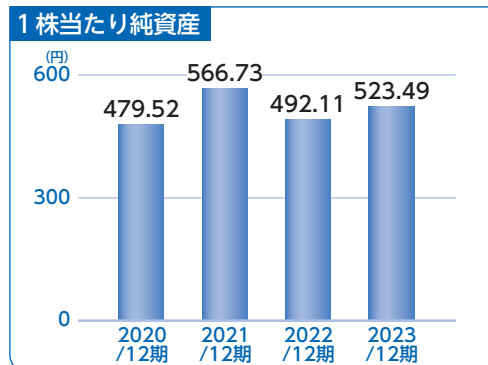
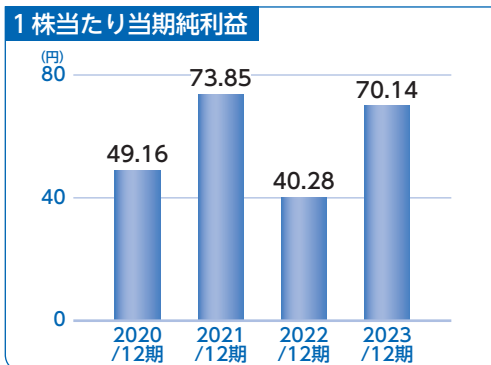
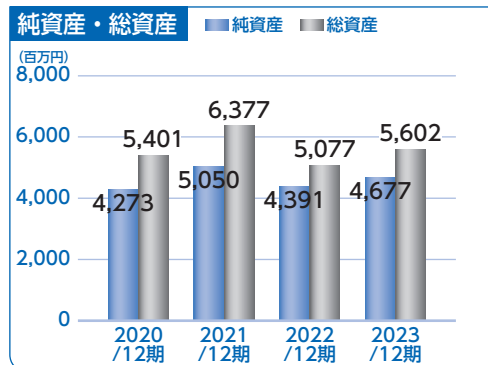
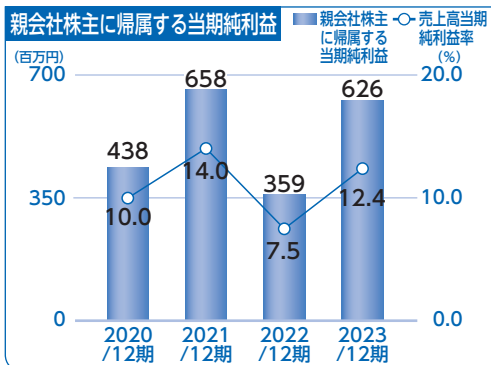
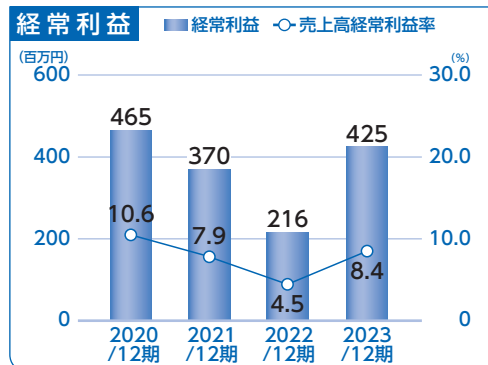
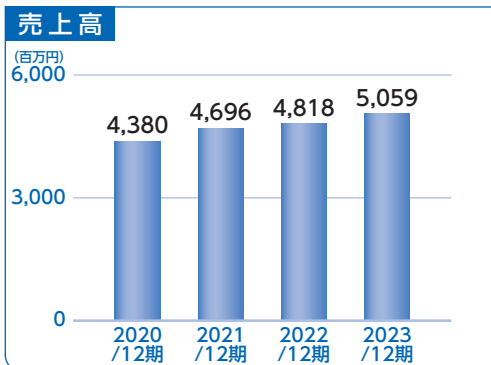
④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 31 期 (2020年12月期)	第 32 期 (2021年12月期)	第 33 期 (2022年12月期)	第 34 期 (当連結会計年度) (2023年12月期)
売 上 高 (千円)	4,380,607	4,696,287	4,818,253	5,059,763
営 業 利 益 (千円)	441,989	437,872	65,761	161,771
経 常 利 益 (千円)	465,438	370,884	216,976	425,896
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	438,081	658,101	359,247	626,528
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	49.16	73.85	40.28	70.14
総 資 産 (千円)	5,401,859	6,377,131	5,077,822	5,602,471
純 資 産 (千円)	4,273,458	5,050,636	4,391,458	4,677,929
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	479.52	566.73	492.11	523.49

(注) 第33期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第33期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
EPCO (HK) LIMITED	562百万円	100%	設計サービス 中国におけるグループ会社の統括
艾博科建築設備設計（吉林） 有限公司	39百万円	100%	設計サービス 設計業務の受託
株式会社ENE's	20百万円	100%	再エネサービス 再エネ設備設置工事の請負

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

【1. 当社グループを取り巻く外部環境】

2023年は、新型コロナウイルス感染症の「5類」への移行に伴い、国内における行動制限や海外からの入国制限の緩和により、景気の緩やかな回復が期待されたものの、世界的な金融引き締めの影響や、中東情勢の不安定化、長期化するロシア・ウクライナ情勢等により、原材料・エネルギー価格の高騰による物価の上昇や円安の進行などが進み、経済の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの主力市場である日本の新築住宅市場においては、少子高齢化による人口減少や建築資材の高騰等により住宅の販売価格が上昇傾向にあることを受けて、2023年における持家の新設住宅着工戸数は25カ月連続して前年同月比マイナスで推移するなど、予断を許さない状況であると認識しております。

また、地球温暖化による自然災害が多発しており、地球温暖化防止に貢献する脱炭素社会の実現に向けた取り組みを加速させることが求められております。

日本政府は、脱炭素社会の実現に向けた中長期的な政策方針を打ち出しております。太陽光発電システムに関しては「2030年度に新築戸建住宅の6割において太陽光発電設備を導入」する方針であり、蓄電池に関しては「2030年までの累積導入量約24GWh（2019年までの累積導入量の約10倍）」を目指す方針です。これを受けて、地方自治体は再エネ設備（太陽光発電システム・蓄電池・オール電化設備等）の設置に対する様々な補助金制度を打ち出しており、再エネ設備の普及が加速しています。また、電気自動車（以下、EV）の普及に向けては、昨年10月に経済産業省は「EV充電器を2030年までに30万口設置」する方針を発表するとともに、EV充電インフラ補助金枠を増額したことで、EV充電器の市場も今後更なる拡大が見込まれています。

一方、中国においては、不動産不況が長期化し、内需の不振に伴うデフレ化が懸念される中、高度経済成長とともに業績拡大を続けてきた中国企業は新しい経済環境に適応したビジネスモデルに転換する必要性が生じております。ここにデフレ環境をすでに経験している当社をはじめとする日本企業のノウハウを最大限発揮できる千載一遇の好機が到来していると捉えております。

また、中国政府は2060年のカーボンニュートラル実現にむけた再生可能エネルギーの普及拡大の方針を打ち出しており、「第14次5か年再生可能エネルギー発展計画」においては、2021年から2025年の5か年において太陽光と風力による発電量を倍増させる目標が明記され、中国国内における再生可能エネルギー関連事業は今後も成長が加速していくことが予想されます。

これまでエプロは、ベース事業（設計及びメンテナンスサービス）にて、大手住宅会社向けに新築時の設備設計及び引き渡し後のメンテナンスサービスを提供することで、安定的な成長を果たしてまいりましたが、現在は事業ポートフォリオの見直しを行っており、ベース事業で培った様々なノウハウを活かして、成長事業である再エネサービスに対して経営資源を優先的に投入してまいります。

【2. 再エネサービスの業況と対策】

再エネサービスでは、再生可能エネルギーの普及を促進するために、太陽光発電システムや蓄電池、EV充電器等の設備について設置工事を中心とする様々なサービスを提供しております。

(日本市場における取り組み)

日本市場においては、東京電力エナジーパートナー株式会社と当社との合併で設立したTEPCOホームテック株式会社（以下、TEPCOホームテック）、そして当社100%子会社である株式会社ENE's（以下、ENE's）が事業の中心となります。

脱炭素社会の実現に向けた取り組みは我が国のみならず世界的な潮流となっており、TEPCOホームテックが手掛ける再エネサービスに対する社会的な関心は高まっております。なかでも、住宅設備の定額利用サービスである「エネカリ」は、大手不動産・分譲住宅会社からの受託が急拡大しております。再エネ設備の設置に関する補助金制度の充実や太陽光発電設備の設置義務化に関する条例の制定など自治体の制度による後押しもあり、TEPCOホームテックは足元の業績が急拡大しており、今後も更なる成長が見込まれています。当社としましても、TEPCOホームテックの事業推進を積極的に支援していく所存です。

当社とTEPCOホームテックの戦略的施工会社であるENE'sにおきましても、TEPCOホームテックの事業拡大に伴い受注量が増加しているとともに、EV充電器の普及加速によってEV充電器設置工事の実績が増加しております。これらの再エネ設備工事の更なる受注拡大に向けて、拠点や人員の拡充、施工効率の向上、M&Aを含めた他社との業務・資本提携を進めてまいります。

(中国市場における取り組み)

中国市場においては、香港市場に上場している中国最大の住設管材メーカーであるCHINA LESSO GROUP（以下、LESSO）との間で太陽光発電事業を推進するための合併会社（班皓艾博科新能源設計（深圳）有限公司）を立ち上げ、中国市場にて再エネサービスを展開しております。

当社グループは、2011年以来、LESSOとの間で給排水設備分野において緊密な協業関係を構築しておりましたが、太陽光発電システムの設置容量が世界最大である中国国内においてLESSOが太陽光発電事業を強力に推進していることを受け、2023年より新たに合併会社を通じて太陽光発電システムに関する設計及びメンテナンスサービスを提供しております。

中国経済は不動産不況が長期化しデフレ化が懸念される中、日本のデフレ化において当社が培ってきた標準化・効率化によるローコストオペレーションモデルをLESSO GROUPと共有することで、両社の強みの相乗効果による新たな付加価値を創造してまいります。

【3. メンテナンスサービスの業況と対策】

メンテナンスサービスは、住宅のアフターメンテナンス全般に関わるハウスマネジメントサービスであり、既存住宅を対象としている積み上げ式のストック型ビジネスであることから、業績は安定して推移しております。また、今後の受託拡大を見据えて、事業継続体制を強化する観点から、2022年より石川県金沢市にメンテナンスサービス拠点を設立し、複数拠点にて安定的にサービス提供できる体制整備を進めております。

新築住宅着工戸数の減少が続く中、当社グループの主要顧客である大手住宅会社も既存顧客との関係性を活かしたリフォーム需要の創出に活路を見出そうとしております。そのためには居住者の修理データを「家歴」としてクラウド上で管理し、アプリを通じて居住者と住宅会社がコミュニケーションを図ることで、メンテナンスからリフォームへの好循環を図るサービスを提供してまいります。

また、メンテナンスサービスでは、住宅会社向け業務だけでなく、TEPCOホームテックをはじめとするエネルギー企業からの様々な業務委託が増加しております。当該分野は、今後も再エネサービスの拡大と連動してさらなる受託拡大が見込めることから、今後、エネルギー分野のメンテナンスサービスに一層注力する方針です。

【4. 設計サービスの業況と対策】

新築住宅の設備設計サービスが主体である設計サービスを取り巻く経営環境としては、住宅産業が抱える構造的課題である少子高齢化等の影響により、中長期的には新築住宅着工戸数の下降トレンドは不可避であることが予想されます。

このような厳しい事業環境の変化に対応するため、当社グループでは主力設計拠点である中国・吉林CADセンターにおけるDX推進により設計業務の効率化を進めるとともに、日本及び中国スタッフの人材交流を活発に行い業務連携の深化、重複作業の見直し等により設計業務の生産性向上を図ってまいります。

また、大手住宅会社においてCADの3次元化やBIM（ビルディング・インフォメーション・モデリング）の普及の兆しが見えつつあり、当社グループとしてもこれらの取組みを更に進め、住宅設備設計の業務フローの変革を主導することで、住宅産業の抜本的な事業構造の変革や、業務効率化、経営合理化に貢献してまいります。そのほか、EV充電器の申請図面作成など、エネルギー分野の設計業務にも取り組んでおり、今後エネルギー企業向けの設計業務の受託増加にも注力してまいります。

当社グループは、デジタル技術を活用した「脱炭素×建築DX」によって住宅産業に関わるサプライチェーン全体の効率化及び脱炭素化を推進してまいります。

(5) 企業集団の主要な事業セグメント (2023年12月31日現在)

セグメント名称	事業内容
再エネサービス	再エネ設備設置工事請負業務
メンテナンスサービス	メンテナンス対応業務 顧客情報管理業務
設計サービス	建築設備の設計・積算受託業務 建築設備のコンサルティング業務 設備工業化部材の加工情報提供業務

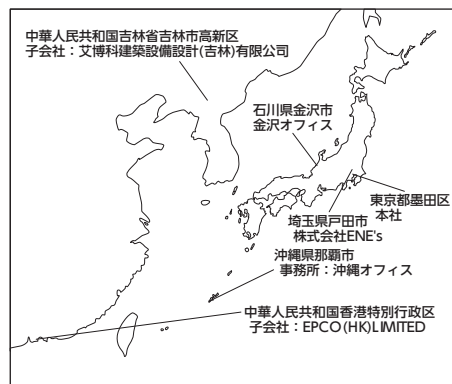
(6) 企業集団の主要拠点 (2023年12月31日現在)

①当社

名称	所在地
本社	東京都墨田区
沖縄オフィス	沖縄県那覇市
金沢オフィス	石川県金沢市

②子会社等

会社名	所在地
EPCO(HK)LIMITED	中華人民共和国 香港特別行政区
艾博科建築設備設計(吉林)有限公司	中華人民共和国 吉林省吉林市高新区
株式会社 ENE's	埼玉県戸田市



(7) 使用人の状況 (2023年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメント名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
設計サービス	345(42)名	109名減(13名増)
メンテナンスサービス	127(182)名	13名増(16名増)
再エネサービス	35(10)名	6名増(4名増)
全社(共通)	33(5)名	1名増(2名増)
合計	540(239)名	89名減(35名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社(共通)として、記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。
3. 設計サービスにおいては、艾博科建築設備設計(深圳)有限公司(現 班皓艾博科新能源設計(深圳)有限公司)を連結の範囲から除外したことにより、前連結会計年度末比で使用人数が減少しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
329(229)名	9名増(31名増)	41.40歳	8.27年

- (注) 使用人数は就業人数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年12月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

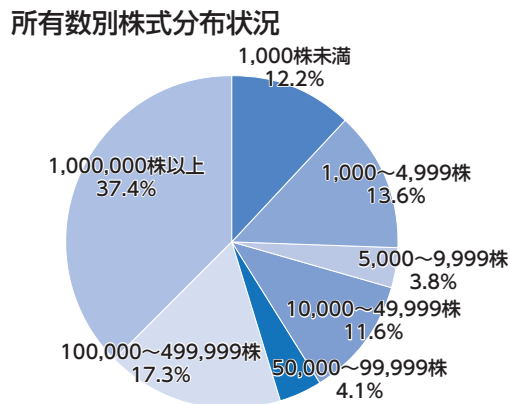
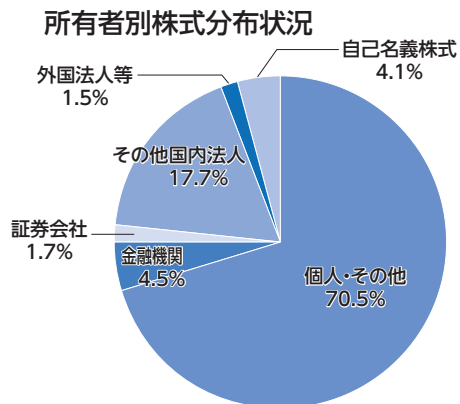
(1) 株式の状況 (2023年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 32,000,000株
- ② 発行済株式の総数 9,316,000株 (自己株式379,926株を含む)
- ③ 株主数 7,906名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
岩 崎 辰 之	2,483,700 株	27.79%
パナソニックホールディングス株式会社	1,000,000	11.19
株 式 会 社 L I X I L	465,000	5.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	311,000	3.48
松 浦 一 夫	204,200	2.29
ワ ダ マ サ ヒ コ	129,300	1.45
エ プ コ 社 員 持 株 会	125,319	1.40
山 内 仁 也	91,400	1.02
土 門 尚 三	80,000	0.90
恒 川 拓 也	74,600	0.83

(注) 1. 持株比率は、発行済の普通株式から自己株式 (379,926株) を除いて計算しております。

2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) の311,000株は、信託業務に係るものであります。



⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は2022年3月25日開催の第32回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決議しております。譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬の総額は、年額20百万円以内（うち社外取締役分年額5百万円以内）とし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年4万株以内（うち社外取締役分年1万株以内）としております。

会社役員に交付した株式の区分別合計

区 分	株 式 数	交付対象者数
取 締 役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	6,860株	2名
社 外 取 締 役 (監査等委員である取締役を除く)	—	—
監 査 等 委 員 で あ る 取 締 役	—	—

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役の状況 (2023年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役グループCEO	岩 崎 辰 之	EPCO (HK) LIMITED CEO 艾博科建築設備設計 (吉林) 有限公司 董事長 班皓艾博科新能源設計 (深圳) 有限公司 董事長 TEPCOホームテック株式会社 取締役会長
代 表 取 締 役 C F O	吉 原 信 一 郎	コーポレート本部長
取 締 役	宮 野 宣	TEPCOホームテック株式会社 取締役 株式会社ENE's 取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	渡 邊 将 志	渡邊将志オフィス株式会社 代表取締役 株式会社ニチリョク 社外取締役 法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科 (MBA) 兼任講師
取 締 役 (監 査 等 委 員)	秋 野 卓 生	弁護士法人匠総合法律事務所 代表社員 株式会社エヌ・シー・エヌ 社外監査役 株式会社一宮リアライズ 監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	田 村 正	株式会社マルチット 代表取締役 SMN株式会社 取締役

- (注) 1. 取締役渡邊将志氏、秋野卓生氏及び田村正氏は、社外取締役であります。
2. 2023年3月24日開催の第33回定時株主総会終結の時をもって、勝又智水氏は取締役を辞任いたしました。
3. 当社は、取締役渡邊将志氏、秋野卓生氏及び田村正氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして内部監査室を設置し、毎月開催の監査等委員会において意見交換を行い、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O保険契約」という。）を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、子会社監査役、執行役員及び管理職従業員としております。当該D&O保険契約により、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

④ 取締役の報酬等

イ.取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定方針に関する事項

当社は、2023年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当該決定方針の内容は、次のとおりです。

a.基本方針

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、取締役の職務執行の対価として基本報酬を定めており、当該基本報酬については月例の固定報酬（金銭報酬）とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定することを基本方針としております。

b.非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等（株式報酬・ストックオプションを含む）の内容及び額もしくは数又はその算定方法の決定方針は、非金銭報酬等を譲渡制限付株式報酬とし、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社普通株式の総数は年4万株以内（うち社外取締役分年1万株以内）としております。また、各取締役への具体的な支給時期及び配分は、職務、役位、会社への貢献期待度、当社を取り巻く業況などを考慮して、取締役会で決定しております。

c.報酬等の割合に関する方針

各取締役における個人別の金銭報酬額及び非金銭報酬額の割合については、金銭報酬額90%、非金銭報酬額10%を目安に、職務、役位、会社への貢献期待度、当社を取り巻く業況などを考慮して、取締役会で決定しております。

d.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

個人別の報酬額については、指名・報酬委員会が審議し、取締役会決議に基づき決定するものとし、その権限の内容は、各取締役における基本報酬及び非金銭報酬額の決定とします。

□.当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			支給人員
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	60百万円 （1百万円）	55百万円 （1百万円）	－ －	5百万円 －	4名 （1名）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	11百万円 （11百万円）	11百万円 （11百万円）	－ －	－ －	4名 （4名）
合 計 （うち社外役員）	71百万円 （12百万円）	66百万円 （12百万円）	－ －	5百万円 －	8名 （5名）

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与等相当額13百万円（賞与を含む）は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の支給人数及び支給額には、2023年3月24日開催の第33回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名の人数及びその在任中の報酬等の額が含まれております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬等の支給人数及び支給額には、2023年3月24日開催の第33回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）1名の人数及びその在任中の報酬等の額が含まれております。
4. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年3月25日開催の第26回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会の決議時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名であります。
5. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年3月25日開催の第26回定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会の決議時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（社外取締役3名）であります。
6. 当事業年度に係る取締役の報酬は基本報酬（金銭報酬）及び非金銭報酬等であります。
7. 非金銭報酬等として取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は「2. (1) ⑤当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）渡邊将志氏は、渡邊将志オフィス株式会社の代表取締役、株式会社ニチリョクの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）秋野卓生氏は、弁護士法人匠総合法律事務所の代表社員、株式会社エヌ・シー・エヌの社外監査役、株式会社一宮リアライズの監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）田村正氏は、株式会社マルチットの代表取締役、SMN株式会社の取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役（監査等委員） 渡邊将志	当事業年度に開催された取締役会20回全て及び監査等委員会12回全てに出席しました。経営者としての専門的見地から適宜質問、意見表明等の発言を行っております。
取締役（監査等委員） 秋野卓生	当事業年度に開催された取締役会20回全て及び監査等委員会12回全てに出席しました。弁護士としての専門的見地から適宜質問、意見表明等の発言を行っております。
取締役（監査等委員） 田村正	当事業年度に開催された取締役会20回全て及び監査等委員就任後に開催された監査等委員会9回全てに出席しました。経営者としての専門的見地から適宜質問、意見表明等の発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称 PwC Japan 有限責任監査法人
 (注) 2023年12月1日付でPwCあらた有限責任監査法人から名称変更しております。

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	27百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

(注) 1. 監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた監査計画、監査内容等の概要について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

2. 当社は会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定めております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役は、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、各分掌に従い内部統制システムを整備し、社内に諸規程・マニュアルの周知徹底を図るとともに、「取締役会規程」を遵守する。また、取締役会において取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令及び定款違反行為を未然に防止する。
 - ② 監査等委員会は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る情報を文書又は電磁的記録（以下、「文書等」という）に記録し、「文書管理規程」その他関連規程により適切に保存及び管理（廃棄を含む）を行い、各文書等の存否及び保存状況を検索可能とする体制を構築する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理統括責任者をＣＦＯとし、当社の事業活動に伴う重大なリスクの顕在化を防ぎ、万一リスクが顕在化した場合の損害を最小限にとどめるためのリスク管理システムを整備し、その適切な運用・管理にあたる。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会において、経営資源の配分を決定し、年度予算等により具体的な経営目標を定め、その達成を図る。また、取締役会において、各取締役の所管を明確にし、各機関及び各職位の権限並びに各部門の所管事項を社内規程に定めて、会社の経営に関する意思決定及び執行を効率的かつ適正に行う。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社は、当社及び子会社から成る企業集団全体に適用されるコンプライアンス体制を構築する。
 - ② 代表取締役及び取締役は、それぞれの職務分掌に従い、当社及び子会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。
 - ③ コーポレート本部は、「グループ会社管理規程」に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施し、企業集団における業務全般にわたる内部統制システムの整備を行うよう指導する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
 - ① 監査等委員会は、監査等委員会の指揮命令に服する使用人を置くことを取締役会に対して求めることができる。
 - ② 当該使用人がその業務に関して監査等委員会から指示を受けたときは、専らその指揮命令に従う体制を整備する。
7. 監査等委員会への報告に関する体制
 - ① 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、会社に重大な損害を与える事項が発生もしくは発生する恐れがある場合、違法又は不正な行為を発見した場合等には、速やかに監査等委員会へ報告する。
 - ② 内部通報制度の担当部署であるコーポレート本部は、当社及びグループ各社からの内部通報の状況を監査等委員会に対して定期的に報告する。
8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査等委員会は、代表取締役と定期的な意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
 - ② 監査等委員会は、定期的に監査法人と意見交換を行う。
 - ③ 監査等委員会は、必要に応じて監査業務のために独自に弁護士、公認会計士その他の外部の専門家を任用することができる。
 - ④ 監査等委員会は、定期的に内部監査室と意見交換を行い、連携の強化を図る。
 - ⑤ 当社は、監査等委員会がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

また、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. 当社は、取締役会規程に基づき、原則として月1回の定例取締役会を開催しており、当事業年度においては、定例取締役会を12回、臨時取締役会を8回開催しました。定例取締役会では、月次決算及び業務に係る報告がなされており、取締役が相互に業務執行状況の監視・監督を行うとともに、日常の業務執行の協議を活発に行うことにより、取締役会の活性化及び業務の効率化を図っております。

2. 当社は、監査等委員会規程に基づき、原則として月1回の監査等委員会を開催しており、当事業年度においては、監査等委員会を12回開催しました。監査等委員会では、監査計画の策定及びその実施状況について定期的に情報を共有するとともに、内部監査担当者及び監査法人と随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間で情報共有を行うなど連携を図っております。また、監査等委員会は、代表取締役との面談を定期的に行っております。
3. コンプライアンスに抵触する事態の発生を早期発見し、早期解決に取り組むため、内部通報制度運用規程の整備を行うとともに、内部通報制度を導入し、全役職員に周知及び定期的な啓蒙活動を行っております。
4. 代表取締役により指名を受けた内部監査担当者による定期的な内部監査を実施しており、当該結果については、代表取締役に直接報告され、後日、改善状況の確認を行っております。内部監査担当者及び監査等委員会は定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行っております。また、内部監査担当者、監査等委員会及び監査法人は、定期的に意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について、三者間で情報共有することで連携を図っております。

(5) 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,509,069	流 動 負 債	670,059
現金及び預金	1,502,405	買掛金	122,814
受取手形及び売掛金	658,494	未払金	199,709
仕掛品	203,040	未払法人税等	119,464
前払費用	81,896	契約負債	58,006
その他	63,742	賞与引当金	20,603
貸倒引当金	△509	その他	149,461
固 定 資 産	3,093,401		
有 形 固 定 資 産	522,593	固 定 負 債	254,483
建物及び建物附属設備(純額)	306,220	退職給付に係る負債	42,622
工具、器具及び備品(純額)	75,472	長期未払金	11,360
その他(純額)	1,901	繰延税金負債	136,484
土地	139,000	その他	64,016
無 形 固 定 資 産	53,255	負 債 合 計	924,542
ソフトウェア	42,042	純 資 産 の 部	
その他	11,212	株 主 資 本	4,000,411
投 資 其 他 の 資 産	2,517,552	資本金	87,232
投資有価証券	596,800	資本剰余金	122,909
関係会社株式	671,283	利益剰余金	3,981,038
関係会社出資金	471,080	自己株式	△190,768
長期貸付金	557,076	その他の包括利益累計額	677,517
敷金及び保証金	191,064	その他有価証券評価差額金	320,397
繰延税金資産	25,020	為替換算調整勘定	357,120
その他	5,227	純 資 産 合 計	4,677,929
資 産 合 計	5,602,471	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,602,471

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。

連結損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		5,059,763
売上原価		3,738,613
売上総利益		1,321,149
販売費及び一般管理費		1,159,378
営業利益		161,771
営業外収益		
受取利息	11,193	
持分法による投資利益	257,682	
補助金収入	8,799	
その他	1,198	278,873
営業外費用		
支払利息	1,922	
為替差損	12,826	14,748
経常利益		425,896
特別利益		
関係会社出資金売却益	70,178	
投資有価証券売却益	280,971	351,150
特別損失		
固定資産除却損	490	490
税金等調整前当期純利益		776,556
法人税、住民税及び事業税	165,126	
法人税等調整額	△15,098	150,028
当期純利益		626,528
親会社株主に帰属する当期純利益		626,528

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。

連結株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	87,232	120,107	3,640,242	△196,969	3,650,613
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△285,732	－	△285,732
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	－	－	626,528	－	626,528
自 己 株 式 の 処 分	－	2,801	－	6,200	9,001
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	2,801	340,795	6,200	349,797
当 期 末 残 高	87,232	122,909	3,981,038	△190,768	4,000,411

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	434,817	306,027	740,844	4,391,458
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	△285,732
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	－	－	－	626,528
自 己 株 式 の 処 分	－	－	－	9,001
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△114,420	51,093	△63,326	△63,326
当 期 変 動 額 合 計	△114,420	51,093	△63,326	286,470
当 期 末 残 高	320,397	357,120	677,517	4,677,929

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 3社
- ・ 連結子会社の名称 EPCO (HK) LIMITED
艾博科建築設備設計(吉林)有限公司
株式会社ENE's

・ 連結の範囲の変更

当連結会計年度より、持分の一部売却により艾博科建築設備設計(深圳)有限公司(現 班皓艾博科新能源設計(深圳)有限公司)を連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の状況

- ・ 持分法を適用した関連会社の数 5社
- ・ 持分法を適用した関連会社の名称 広東聯塑艾博科住宅設備設計服務有限公司
深圳艾科築業工程技術有限公司
班皓艾博科新能源設計(深圳)有限公司
TEPCOホームテック株式会社
MEDX株式会社

・ 持分法適用の範囲の変更

当連結会計年度より、持分の一部売却により艾博科建築設備設計(深圳)有限公司(現 班皓艾博科新能源設計(深圳)有限公司)を連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に含めました。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち株式会社ENE'sの決算日は3月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、当該会社の直近の四半期決算を基にした仮決算により作成した計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。）

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. 棚卸資産

・ 仕掛品

個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

海外子会社の有形固定資産については定額法で、その他の有形固定資産については以下のとおりであります。

・ 2007年4月1日以降に取得したもの

定率法

ただし、建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ロ. 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

連結子会社は、従業員の賞与の支給に備えるため、支給対象期間を基礎に当連結会計年度の負担に属する支給見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 再エネサービス

主に住宅及び商業施設向けの再エネ設備（太陽光発電システム、蓄電池、オール電化住宅設備等）設置工事を請け負っております。当該事業では、顧客への再エネ設備の設置工事の完了を履行義務として認識しております。当該設置工事は、主に契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約であるため、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

ロ. メンテナンスサービス

住宅の着工・引き渡し後に、住宅会社に代わって施主様からのメンテナンス対応、施主様情報の管理及び施主様へのメンテナンスサービス・リフォーム提案を行っております。また、当社システムの利用を通じたサービス提供を行っております。当該事業では、メンテナンスサービス及びリフォーム提案は、顧客が月次において実施した結果を確認した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で履行義務が充足されていると判断し収益を認識しております。また、システム提供サービスは、提供したサービスの期間に応じて請求権を獲得する契約であるため、提供したサービスの期間に応じて履行義務が充足されると判断しており、請求する権利を有している金額にて収益を認識しております。

ハ. 設計サービス

低層住宅を新築する際に、工事コスト・作業工数の削減及び工物品質の向上を実現するため、当社とアライアンス関係にある設備機器メーカーや建築建材商社等と連携して、住宅会社等に対して設計図面及びコンサルティングサービスを提供しております。設計図面の納品は、顧客が検収した時点で支配を獲得していることから、当該時点で履行義務が充足されていると判断し収益を認識しております。また、コンサルティングサービスは提供したサービスの期間に応じて請求権を獲得する契約であるため、提供したサービスの期間に応じて履行義務が充足されると判断しており、請求する権利を有している金額にて収益を認識しております。

なお、いずれの事業の取引においても、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。また、取引の対価は、履行義務の充足時点から1年以内に支払いを受けており、重要な金融要素は含んでおりません。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. ヘッジ会計の方法

- ・ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。
- ・ヘッジ手段とヘッジ対象 外貨建金銭債務を対象に、為替予約取引によりヘッジを行っております。
- ・ヘッジ方針 外貨建金銭債務に係る為替変動リスクを回避するために、デリバティブ取引を利用しております。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針です。
- ・ヘッジの有効性評価の方法 為替予約取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段の通貨種別、行使日、金額等の条件がほぼ同一であり、相関関係が高いことから、有効性の評価を省略しております。

ロ. 退職給付に係る会計処理の方法

連結子会社において、従業員の退職給付に備えるため、退職金規則に基づく自己都合の期末要支給額を計上しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 投資有価証券の評価

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券のうち非上場株式 100,000千円

- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

市場価格が存在しない非上場株式等については、投資先から入手しうる最新の財務諸表に基づく1株当たり純資産額等を基礎に当該会社の超過収益力等を反映した実質価額を算定し、実質価額が著しく低下した場合は評価損を計上しております。超過収益力等を反映した実質価額について、将来の不確実な企業環境等の変動により見直しが必要となった場合には、翌事業年度以降において減損処理を行う可能性があります。なお、当連結会計年度において投資有価証券に係る重要な評価損の計上はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 628,403千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	9,316,000		—		—	9,316,000

(2) 自己株式の数

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	392,274		—		12,348	379,926

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年3月24日 定時株主総会	普通株式	160,627	18.0	2022年12月31日	2023年3月27日
2023年8月9日 取締役会	普通株式	125,105	14.0	2023年6月30日	2023年9月4日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	160,849	18.0	2023年12月31日	2024年3月27日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い預金で資金運用する方針であります。

また、資金調達については、調達時点で最も効率的と判断される方法で実行する方針であります。なお、当社グループのデリバティブ取引は、実需に伴う取引に限定し実施することを原則とし、投機的な取引は一切行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金等は、顧客の信用リスクに晒されており、経営管理部を中心に回収状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

買掛金、未払金、未払法人税等は、主に2～3ヶ月以内の支払期日であります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は次表には含めておりません。
また、現金及び預金、受取手形及び売掛金、買掛金、未払金、契約負債は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	496,800	496,800	—
(2) 長期貸付金	557,076	557,076	—
資産計	1,053,876	1,053,876	—

(注1) 市場価格のない株式等、関係会社株式及び関係会社出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、(1) 投資有価証券には含めておりません。

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額 (千円)
市場価格のない株式等	100,000
関係会社株式	671,283
関係会社出資金	471,080
合計	1,242,364

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

区 分	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,502,405	—	—	—
受取手形及び売掛金	658,494	—	—	—
長期貸付金	—	557,076	—	—
合計	2,160,900	557,076	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に係る相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合にはそれらのインプットが属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	496,800	—	—	496,800
資産計	496,800	—	—	496,800

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	557,076	—	557,076
資産計	—	557,076	—	557,076

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

投資有価証券

上場株式であり相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価については、将来キャッシュ・フローを同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

①財又はサービスの種類別の内訳

(単位：千円)

区分	報告セグメント				合計
	再エネサービス	メンテナンスサービス	設計サービス	計	
再エネ設備工事	1,117,363	—	—	1,117,363	1,117,363
メンテナンス	—	1,627,487	—	1,627,487	1,627,487
システム開発	—	61,751	57,460	119,211	119,211
システム利用料	—	252,332	—	252,332	252,332
設備設計	—	—	1,532,760	1,532,760	1,532,760
建築設計	—	—	243,282	243,282	243,282
エネルギー設計	—	—	167,326	167,326	167,326
顧客との契約から生じる収益	1,117,363	1,941,571	2,000,829	5,059,763	5,059,763
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	1,117,363	1,941,571	2,000,829	5,059,763	5,059,763

②収益の認識時期

(単位：千円)

区分	報告セグメント				合計
	再エネサービス	メンテナンスサービス	設計サービス	計	
一時点で移転される財及びサービス	1,117,363	1,787,717	1,979,439	4,884,519	4,884,519
一定期間にわたり移転される財及びサービス	—	153,853	21,390	175,243	175,243
顧客との契約から生じる収益	1,117,363	1,941,571	2,000,829	5,059,763	5,059,763
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	1,117,363	1,941,571	2,000,829	5,059,763	5,059,763

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
 連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

契約負債は、主に再エネサービスの再エネ設備工事について顧客から受け取った前受金及びメンテナンスサービスのシステム利用料について顧客から受け取った前受金に関するものであり、いずれも履行義務の充足による収益の計上に伴い取り崩されます。個々の契約により支払い条件は異なるため、通常の支払い期限はありません。

	当連結会計年度 (千円)
顧客との契約から生じた債権	658,494
契約負債	58,006

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は軽微であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 523円49銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 70円14銭 |

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,376,141	流 動 負 債	454,662
現金及び預金	706,708	買掛金	48,655
売掛金	500,191	未払金	160,718
仕掛品	65,703	未払費用	9,550
前払費用	65,741	未払法人税等	104,620
その他	38,305	未払消費税等	56,846
貸倒引当金	△509	契約負債	29,972
		預り金	37,575
		その他	6,721
		固 定 負 債	211,861
		長期未払金	11,360
		繰延税金負債	136,484
		その他	64,016
		負 債 合 計	666,523
固 定 資 産	3,048,226	純 資 産 の 部	
有 形 固 定 資 産	290,306	株 主 資 本	3,437,448
建物附属設備	232,462	資 本 金	87,232
工具、器具及び備品	57,843	資 本 剰 余 金	122,909
無 形 固 定 資 産	42,431	資 本 準 備 金	118,032
ソフトウェア	42,042	その他資本剰余金	4,876
電話加入権	388	利 益 剰 余 金	3,418,075
投 資 其 他 の 資 産	2,715,489	その他利益剰余金	3,418,075
投資有価証券	596,800	オープンイノベーション促進積立金	25,000
関係会社株式	809,753	繰越利益剰余金	3,393,075
関係会社出資金	562,846	自 己 株 式	△190,768
長期貸付金	557,076	評 価 ・ 換 算 差 額 等	320,397
敷金・保証金	186,568	その他有価証券評価差額金	320,397
その他	2,444	純 資 産 合 計	3,757,845
資 産 合 計	4,424,368	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,424,368

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。

損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,946,996
売上原価	2,891,257
売上総利益	1,055,738
販売費及び一般管理費	921,485
営業利益	134,253
営業外収益	
受取利息	1,067
補助金収入	791
その他	1,136
営業外費用	
為替差損	2,241
経常利益	135,006
特別利益	
投資有価証券売却益	280,971
特別損失	
固定資産除却損	135
税引前当期純利益	415,842
法人税、住民税及び事業税	130,122
法人税等調整額	△17,087
当期純利益	302,807

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。

株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金	繰越利益 剰 余 金	その他利益 剰余金合計	
当 期 首 残 高	87,232	118,032	2,075	120,107	25,000	3,376,000	3,401,000	3,401,000
当 期 変 動 額								
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△285,732	△285,732	△285,732
当期純利益	—	—	—	—	—	302,807	302,807	302,807
自己株式の処分	—	—	2,801	2,801	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	2,801	2,801	—	17,075	17,075	17,075
当 期 末 残 高	87,232	118,032	4,876	122,909	25,000	3,393,075	3,418,075	3,418,075

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△196,969	3,411,370	434,817	434,817	3,846,188
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	—	△285,732	—	—	△285,732
当期純利益	—	302,807	—	—	302,807
自己株式の処分	6,200	9,001	—	—	9,001
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	△114,420	△114,420	△114,420
当期変動額合計	6,200	26,077	△114,420	△114,420	△88,342
当 期 末 残 高	△190,768	3,437,448	320,397	320,397	3,757,845

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|----------------------|--|
| ① 子会社株式及び関連会社株式 | 総平均法による原価法 |
| ② 関係会社出資金 | 総平均法による原価法 |
| ③ その他有価証券 | |
| ・市場価格のない株式等
以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。） |
| ・市場価格のない株式等 | 総平均法による原価法 |
| ④ デリバティブ | 時価法 |
| ⑤ 棚卸資産 | |
| ・仕掛品 | 個別法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|----------|---|
| ① 有形固定資産 | 有形固定資産については以下のとおりであります。
・2007年4月1日以降に取得したもの
定率法
ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 |
| ② 無形固定資産 | ソフトウェア（自社利用）
社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|-------|---|
| 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
|-------|---|

(4) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①メンテナンスサービス

住宅の着工・引き渡し後に、住宅会社に代わって施主様からのメンテナンス対応、施主様情報の管理及び施主様へのメンテナンスサービス・リフォーム提案を行っております。また、当社システムの利用を通じたサービス提供を行っております。当該事業では、メンテナンスサービス及びリフォーム提案は、顧客が月次において実施した結果を確認した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で履行義務が充足されていると判断し収益を認識しております。また、システム提供サービスは、提供したサービスの期間に応じて請求権を獲得する契約であるため、提供したサービスの期間に応じて履行義務が充足されると判断しており、請求する権利を有している金額にて収益を認識しております。

②設計サービス

低層住宅を新築する際に、工事コスト・作業工数の削減及び工物品質の向上を実現するため、当社とアライアンス関係にある設備機器メーカーや建築建材商社等と連携して、住宅会社等に対して設計図面及びコンサルティングサービスを提供しております。設計図面の納品は、顧客が検収した時点で支配を獲得していることから、当該時点で履行義務が充足されていると判断し収益を認識しております。また、コンサルティングサービスは提供したサービスの期間に応じて請求権を獲得する契約であるため、提供したサービスの期間に応じて履行義務が充足されると判断しており、請求する権利を有している金額にて収益を認識しております。

なお、いずれの事業の取引においても、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。また、取引の対価は、履行義務の充足時点から1年以内に支払いを受けており、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

- ・ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。
- ・ヘッジ手段とヘッジ対象 外貨建金銭債務を対象に、為替予約取引によりヘッジを行っております。
- ・ヘッジ方針 外貨建金銭債務に係る為替変動リスクを回避するために、デリバティブ取引を利用しております。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針です。
- ・ヘッジの有効性評価の方法 為替予約取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段の通貨種別、行使日、金額等の条件がほぼ同一であり、相関関係が高いことから、有効性の評価を省略しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 投資有価証券の評価

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
 投資有価証券のうち非上場株式 100,000千円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報
 市場価格が存在しない非上場株式等については、投資先から入手しうる最新の財務諸表に基づく1株当たり純資産額等を基礎に当該会社の超過収益力等を反映した実質価額を算定し、実質価額が著しく低下した場合は評価損を計上しております。超過収益力等を反映した実質価額について、将来の不確実な企業環境等の変動により見直しが必要となった場合には、翌事業年度以降において減損処理を行う可能性があります。なお、当事業年度において投資有価証券に係る重要な評価損の計上はありません。

(2) 関係会社株式及び関係会社出資金の評価

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
 関係会社株式 809,753千円
 関係会社出資金 562,846千円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報
 当社は、関係会社株式及び関係会社出資金について、投資先の財政状態の悪化により実質価額が期末帳簿価額に比べて50%程度以上低下している場合には、回復可能性を総合的に判断し、回復が見込めないと判断した時点で減損処理を行っております。
 翌事業年度以降において、子会社及び関連会社の経済条件の変動等により減損処理を行う可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	459,580千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	29,872千円
短期金銭債務	47,181千円
長期金銭債権	557,000千円
(3) 取締役に対する金銭債務	
短期金銭債務	2,574千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高

売上高	192,341千円
外注加工費	463,513千円
広告宣伝費	4,090千円

② 営業取引以外による取引高

営業取引以外の取引（収入分）	133,757千円
----------------	-----------

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当 事 業 年 度 期 首	増	加	減	少	当 事 業 年 度 末
普通株式（株）	392,274		—		12,348	379,926

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
未払事業税	10,959千円
未払金	7,477千円
未払事業所税	2,885千円
契約負債	5,557千円
資産除去債務	15,727千円
長期未払金	3,913千円
関係会社株式	85,790千円
繰延資産	11,202千円
その他	5,642千円
繰延税金資産小計	149,156千円
評価性引当額	△108,406千円
繰延税金資産合計	40,749千円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△168,402千円
還付事業税	△8,830千円
繰延税金負債合計	△177,233千円
繰延税金負債の純額	△136,484千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.4 %
(調整)	
評価性引当額	1.7
税額控除	△6.1
還付事業税	△2.5
軽減税率適用	△0.6
住民税均等割	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.2

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連当事者との取引

① 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
関連会社	TEPCOホームテック株式会社	所有 直接49%	役務の提供 役員の兼任 従業員の出向	資金の貸付 (注)	557,000	長期貸付金	557,000
				資金の回収	180,000		

(注) 貸付金の適用金利は、市場金利を勘案し決定することにしております。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社であるTEPCOホームテック株式会社の要約財務情報は以下のとおりであります。

流動資産合計	2,983,041千円
固定資産合計	9,173,520千円
流動負債合計	1,922,291千円
固定負債合計	9,148,480千円
純資産合計	1,087,280千円
売上高	7,777,438千円
税引前当期純利益	534,796千円
当期純利益	454,034千円

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	420円53銭
(2) 1株当たり当期純利益	33円90銭

10. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月27日

株式会社エプコ

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北野 和行指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小川 雅嗣

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エプコの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エプコ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月27日

株式会社エプコ
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 北野 和行
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小川 雅嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エプコの2023年1月1日から2023年12月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第34期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月27日

株式会社エプコ 監査等委員会

監査等委員 渡邊 将志 ㊟

監査等委員 秋野 卓生 ㊟

監査等委員 田村 正 ㊟

(注) 監査等委員 渡邊将志、秋野卓生及び田村正は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図
 東京都墨田区横綱一丁目6番1号 国際ファッションセンタービル10階
 (KFC Hall&Rooms Room101-103)
 電話 03 (5610) 5801 (代表)

交通案内

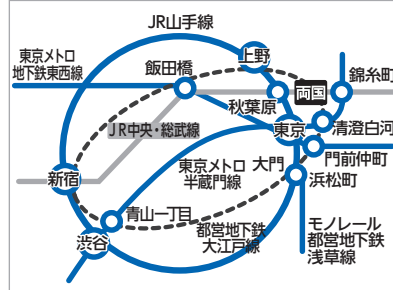
電車でのご利用

[地下鉄]

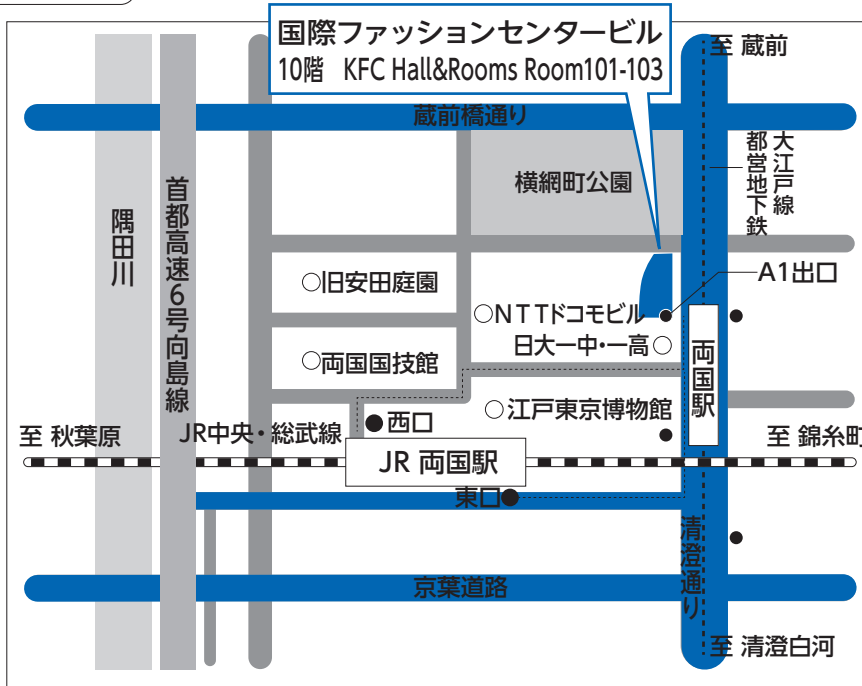
都営地下鉄大江戸線「両国駅」A1出口に直結。

[JR]

- JR中央・総武線「両国駅」東口より徒歩約6分。
東口改札より線路沿いを干葉方面へ向かい、突き当たり大通りを左折しガードをくぐり、約200m先左手25階建てビル。
- JR中央・総武線「両国駅」西口より徒歩約7分。
西口改札より両国国技館と江戸東京博物館の間の歩行者用通路に沿って、車止めのある十字路を右折。両国中学校と江戸東京博物館の間のレンガ道を進み大通りを左折し、約50m先左手25階建てビル。



駅周辺地図



見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォント
 を採用しています。